

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等
の一部改正について

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を次
のように改正する。

2025年（令和7年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等
の一部を改正する条例

（藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健
康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は
第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項にお
いて「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそ
れぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められると
きは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場
合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等
の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。)の利用 開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健 康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康 診断又は臨時の健康診断

第23条第2項中「若しくは神奈川県の区域に係る」を「、神奈川県の区域に係る地域限定保育士若しくは」に改める。

(藤沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 藤沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年藤沢市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第9条（見出しを含む。）、第10条の見出し及び同条第1項並びに第13条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号を次のように改める。

(6) 利用定員

第16条第7号中「並びに乳児等通園支援事業の利用」を「その他の利用」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条第1項中「若しくは神奈川県の区域に係る」を「、神奈川県の区域に係る地域限定保育士若しくは」に改める。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

(藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤沢市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「係る」の次に「地域限定保育士若しくは」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定（第22条第1項の改正規定を除く。）は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。